

国土建整第77号

平成24年7月23日

別記（主要民間発注者） 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

### 法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について

現在、建設業においては、産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境の構築を進めるため、社会保険等（雇用、健康、年金保険）の未加入対策を進めております。

建設工事の質を確保し、将来の建設産業の担い手を確保する上で、社会保険等未加入対策の推進は重要な取組ですが、こうした取組を実効あるものとするためには、発注者各位のご理解とご協力が不可欠です。

については、以下について傘下の会員企業各位に情報提供いただくとともに、建設工事の発注に当たって、

- ①公正な競争が成り立つよう必要以上の低価格による発注をできる限り避けて、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行い、
- ②発注する工事についての建設作業を担う技能労働者等に係る法定福利費が着実に確保されるよう、見積・入札・契約の際に配慮頂くことについて、ご理解、ご協力を頂くようお願いいたします。

#### 1 社会保険未加入対策の推進

##### （1）現状

貴団体の関係者が発注する建設工事を担う我が国の建設産業は、現在の建設投資がピーク時の約50%に減少している中で、受注競争が激化しており、かつてなく厳しい状況に直面しています。

そのような中で、建設業就業者は55歳以上の高齢者の占める割合が約33%（平成23年現在）と全産業平均を大きく上回る一方、若年者の新規入職者が著しく減少し、その結果次代を支える若年層が著しく減少しており、今後熟練者の大量退職が進む中で、現場で建設工事を担う技能労働者が恒常に不足する事態が懸念されます。

これまで建設業界では、厳しい状況の中で企業経営を成り立たせるため、従来からの直用など雇用関係が不明確な労働慣行、重層化した下請構造の中で、技能労働者の非社員化・非常勤化、月給制から日給月給制への転換などを進めてきました。

その結果、本来固定費であるはずの労務費が変動費化し、賃金が低下するとともに、法令上加入義務がある社会保険に事業者や技能労働者が加入していないという事態に至り、技能労働者を巡る労働環境は悪化しています。

### (2) 社会保険等未加入解消に向けた取組

このような状況に鑑み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保に向け労働環境の改善を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築するため、現在、建設業においては、業界を挙げて社会保険未加入対策を徹底することとしています。

社会保険未加入対策の推進に当たっては、加入義務のある下請企業のみならず、発注者、元請企業、下請企業、個々の建設労働者など関係者全体で取り組むとともに、建設業の構造を踏まえて総合的に取り組むこととしています。

このため、行政、元請企業、下請企業、個々の労働者等が一体となった「社会保険未加入対策推進協議会」を設置して、関係者による一体的取組に向けた機運を醸成するとともに、各建設業者団体による「社会保険加入促進計画」の策定と、これに基づくそれぞれの取組の推進、行政による建設業許可・更新時の確認と指導、下請指導ガイドラインに沿った元請企業による下請企業への指導など、建設業に関わる主体が、それぞれ積極的な取組を展開しているところです。

### (3) 取組の進め方

社会保険加入の徹底については、本年3月14日に中央建設業審議会からも「今後は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって対策に取り組むことが不可欠である。」と提言されているところです。

これを受け、(2)で述べた「社会保険未加入対策推進協議会」には、複数の発注者団体にもオブザーバーとして参画頂いております。

今後、社会保険未加入対策については、平成24年度以降、まずは、周知や啓発を進め、次いで加入指導を行い、その上で社会保険に加入している企業・労働者の優先活用に取り組み、対策の実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すこととしています。

発注者の皆様におかれては、建設工事の発注に当たり、前述の建設業界が置かれた非常に厳しい現状と、状況の改善に向けて社会保険加入を軸として、関係者一体となって取組を進めているということにつき、ご理解をお願いしたいと存じます。

## 2 公正な競争環境の実現と法定福利費の確保

### (1) 現状

発注者の皆様においては、株主等への対外的な説明責任が求められる中で、建設工事を発

注する際には、出来るだけ安くすることが求められる立場にあると認識しています。

しかし、それを受注する側においては、前述の通り受注競争が激化する中で、本来固定費であるべき法定福利費ですら変動費化するような行き過ぎた競争が行われています。その結果、法定福利費を適正に負担しない企業が競争上有利となって、適正に負担している企業が競争上不利となる矛盾した状態となっています。

更には、建設業における重層下請構造下での不透明な契約関係、下請契約の当事者間における交渉力の格差等と相まって、受注者が極度に低い価格で受注すると、多くの専門工事業者や労働者へのしわ寄せが生じ、建設産業全体の足腰が弱まって、建設工事の成果物の品質にも影響が及ぶことが懸念されます。

## （2）公正な競争環境の構築と法定福利費の確保

質の高い建設工事を実施するためには、適正な単価や適正な工期の設定が必要です。

（1）のような状況においては、発注者の皆様にもご協力を頂き、法定福利費などの不可欠な経費について、しっかりと確保していく必要があります。「発注者・受注者間における法令遵守ガイドライン」（平成23年8月）においても、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として考慮すべきとされているところです。

発注者の皆様におかれでは、建設業における公正で健全な競争環境を構築し、必要な技能労働者を確保するため、発注する工事についての建設作業を担う技能労働者等に係る法定福利費が着実に確保されるよう、法定福利費を含む適正な積算に基づき予定価格を設定して頂くと共に、実際の発注に当たっては、必要以上の低価格による発注をできる限り避けて、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行って頂くことにつき、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、国土交通省直轄の土木工事においては、これまで実態調査による法定福利費の支払額に基づき現場管理費の一部として計上されていたところですが、本年4月から、本来事業者が負担すべき法定福利費の額について予定価格に適切に反映できるように、現場管理費率式の見直しを実施しています。また、国土交通省直轄の建築工事については、本来事業者が負担すべき法定福利費の額について、これまででも予定価格に適切に反映しているところです。